

令和2年度より香川県広域水道企業団三豊事務所は、香川県広域水道企業団西讃ブロック統括センターになります。
このことから、メーターの検針業務がこれまでの毎月検針から隔月検針に変更となります。

検針月	奇数月	三野町・詫間町・仁尾町
	偶数月	高瀬町・山本町・豊中町・財田町

- ① 毎月1日から15日までの15日間で検針を行います。
- ② 口座振替日・納付書の納期限は、ともに検針翌月の15日となります。
(ただし、15日が土曜日曜、祝日の場合は翌営業日となります)

水道料金は、隔月検針がスタートする令和2年4月検針（令和2年3月使用分の1月分のみ）を除き、前回の検針月から2ヶ月間で使用した水量を請求することになります。

このことから検針は年6回・請求も年6回のスケジュールとなります。（第1期から第6期での表示となります）

以下に水道料金の計算例を示します、ご参照ください。（単位・円）

例① 【口径13mm】今回の検針数値（2ヶ月間の使用水量）が9m³の場合の料金

		基本料金	従量（超過）料金	計	備考
最初の月	4m ³	1,050	0	1,050	基本料金（5m ³ まで）
次の月	5m ³	1,050	0	1,050	基本料金（5m ³ まで）
				2,100	
				2,310	消費税10%含む

例② 【口径13mm】今回の検針数値（2ヶ月間の使用水量）が11m³の場合の料金

		基本料金	従量（超過）料金	計	備考
最初の月	5m ³	1,050	0	1,050	基本料金（5m ³ まで）
次の月	6m ³	1,750	0	1,750	基本料金（10m ³ まで）
				2,800	
				3,080	消費税10%含む

例③ 【口径13mm】今回の検針数値（2ヶ月間の使用水量）が25m³の場合の料金

		基本料金	従量（超過）料金	計	備考
最初の月	12m ³	1,750	420	2,170	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（2m ³ ）
次の月	13m ³	1,750	630	2,380	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（3m ³ ）
				4,550	
				5,005	消費税10%含む

例④ 【口径13mm】今回の検針数値（2ヶ月間の使用水量）が35m³の場合の料金

		基本料金	従量（超過）料金	計	備考
最初の月	17m ³	1,750	1,470	3,220	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（7m ³ ）
次の月	18m ³	1,750	1,680	3,430	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（8m ³ ）
				6,650	
				7,315	消費税10%含む

例⑤ 【口径13mm】今回の検針数値（2ヶ月間の使用水量）が45m³の場合の料金

		基本料金	従量（超過）料金	計	備考
最初の月	22m ³	1,750	2,520	4,270	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（12m ³ ）
次の月	23m ³	1,750	2,730	4,480	基本料金（10m ³ まで）＋従量料金（13m ³ ）
				8,750	
				9,625	消費税10%含む

- ① 「最初の月」と「次の月」と表記していますが、検針票には各月毎の数値は表示されません。
- ② 一般用【口径13mm】の場合、1ヶ月あたりの基本料金は5m³まで1,050円、10m³まで1,750円となります。
それを超える従量（超過）料金は、1m³あたり210円となります。（基本料金・従量料金とも消費税は含んでいません）